

白根市環境基本条例の制定など

二十一日議案を審議

第8回市議会定例会

第八回市議会定例会が昨年十二月十日から二十二日まで開かれ、一般会計補正予算など市長提出二十二議案を審議。二十議案が可決・認定され、水道事業会計補正予算案が撤回、同補正予算の専決処分が不承認となりました。

このほか、最終日には五十嵐仁一郎氏から昨年十二月末日をもって副議長を辞職する願いが提出され、了承されました。

可決・認定された主な議案

●白根市環境基本条例の制定
人と自然が共生できる豊かな環境を実現し、次世代に引き継いでいこうと「白根市環境基本条例」が制定されました。これは、市と事業者、そして市民の三者が協力し合いながら、資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量促進などを行っていかうというものです。同法に基づき、今後は、環境保全に関する推進体制の整備が進められる予定です。

●白根市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、白根市職員の給与に関する条例の一部改正
人事院の国家公務員の給与改定等

の勧告に準じ、市議会議員の報酬や市職員の給与に関する条例の一部を改正しました。これは、民間給与との格差是正を考慮したもので、職員給与については平均改定率〇・三四パーセント（月額一千八百八円）の引き上げとなります。

一方、長引く不況の影響による民間企業等の賃金体系を反映させ、議員、職員とも期末手当の支給額を〇・三カ月引き下げることとしました。平均年間給与としては、前年度比マイナスとなっています。

●平成十一年度白根市一般会計補正予算(第五号)
一億五千五百九十九万四千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を百二十六億一千三百二十七万円でしました。計上した補正の主なものは、臨時経済対策債を活用し、カルチャーセンター周辺を中心に観光案内看板の設置を図るほか、特別保育への補助金といった各種事業への補助金の追加などです。

また、この四月から実施される地方分権一括法に基づき、本市の条例・規則等の大幅な改正が予想されることから、事務効率を上げるため、例規の電算化に伴う経費も補正されています。



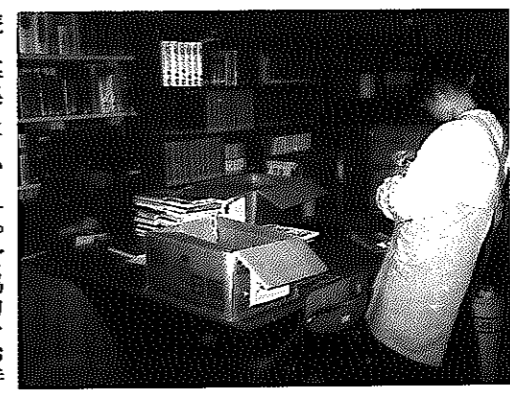
白根市立図書館「ASPIRE」情報④
子どもと本の出会いの場
「おはなしのへや」

六月に白根学習館へ移転オープンする新図書館には「おはなしのへや」があります。図書館では、毎週定期的に「おはなし会」や「絵本のじかん」を開催し、子どもたちと本との出会いの懸け橋役を努めています。そこでは、語り継がれている昔話や楽しい創作のおはなしをしたり、子どもたちにぜひ出合ってもらいたい絵本を読んで紹介したりしていきます。どうぞお楽しみに。

また、普段は「おはなしのへや」を「はじめてであう絵本」のコーナーとして開放します。ゼロ歳からの絵本をたくさん紹介していきますので、こちらもお楽しみに。

ボランティアに支えられて

大量の寄贈本の受け入れに当たって、図書整備をボランティアの皆さんに手伝っていただいています（写真）。一月初めまでに十五人が参加してくださいました。おかげで、なかなか進まなかった寄贈本の整理もようやく軌道に乗り始めました。今後も寄贈本が続々と到着する予定です。図書館では、図書整備を手伝ってくださるボランティアを引き



続き募集しています。ご協力をお待ちしています。

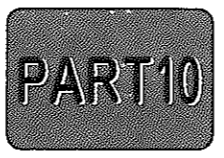
■問い合わせ 市立白根図書館 ☎ 373・2810

ひとことPR

一日二十分間の親子読書を！
今年「子ども読書年」です。未来を担う子どもたちに読書の喜びを伝えてみませんか。ゼロ歳から十二歳くらいまで、毎日二十分間子どもたちに本を読んであげてください。家族の愛情にあふれた声が、子どもたちの心を育てます。

もうすぐ始まる

介護保険



介護保険サービスを利用する場合、申請をして認定を受けることが必要です。現在、福祉の制度を利用していない人は、今すぐ申請をしてください。平成十二年四月から介護保険のサービスを利用できない場合が出てきます。

○現在の福祉制度は平成十二年三月まで。申請はお早めに
日常生活に支援が必要となった場合や、常に介護を必要とする状態になり、ホームヘルパーの訪問などの介護保険のサービスを利用するためには、申請をし、認定を受けることが必要です。

平成十二年三月までは、ホームヘルプやデイサービス、特別養護老人ホームへの入所などの福祉制度は継続されますが、四月からはすべて介護保険から提供されるサービスとなります。したがって、現在福祉制度を利用されている人でも、介護保険の申請をして認定を受けなければ四月以降継続してサービスを利用（施設への入所を含みます）できなくなります。申請は、忘れずにしてください。

また、福祉の制度を利用していない人でも、寝たきりや軽度の痴ほうで介護が必要な状態と判断された場

合、申請書を提出することをおすすめします。申請により不利益となることは何もありません。これまでの介護の状況をお聞きしながら、在宅介護の負担を軽減するための相談などにも応じています。

申請は、市役所保健福祉課か最寄りの在宅介護支援センターで受け付けています。申請に印鑑は必要ありませんし、申請書の提出に期限はありません。

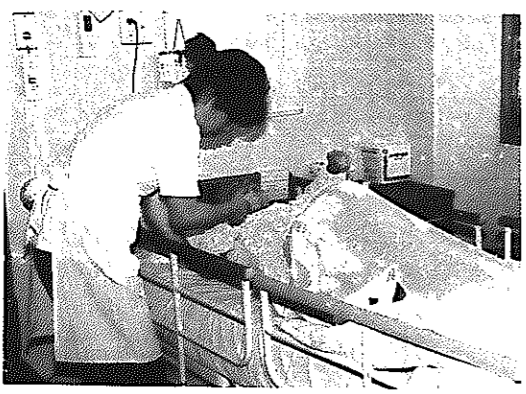
申請の際は、認定審査をするときに必要となる意見書を書いてもらうために、かかりつけの医師の氏名と専門科（整形外科など）、病院名と病院の所在地の記入が必要となります。診察券などであらかじめ確認しておいてください。かかりつけの医師がいけない場合は、申請書を提出するときに申し出てください。

○第二号被保険者が申請する場合は
四十歳から六十四歳（第二号被保険者）の人の場合は、医療保険に加入されている人で特定疾病（脳血管疾患など老化に伴う病気）により介護や支援が必要となったときに介護保険のサービスを受れます。したがって、申請をされるときは、加入している医療保険の保険証の写しが必要となりますし、具体的な疾病名を申請書に記入していただくこととなります。

○病院に入院している場合は
一般病院に入院している人の場合

は医療保険が適用されますので、介護保険の対象とはなりません。退院された後、施設に入所する場合や自宅に戻り介護を必要とする場合は、退院のめどがついた時点で申請をしてください。

○申請をした後は
申請書が提出されると、市では訪問調査を行います。また、申請のときに申し出てもらった医師から意見書を書いてもらい、訪問調査の結果と併せて介護認定審査会で審査し、認定結果が出されます。結果は申請から三十日以内に、本人あてに文書で通知します。



問い合わせ 保健福祉課
介護福祉推進室 高齢福祉係
☎ 373・2111 内270